

新潟市新津地区グリーンセンター施設使用料等
の収納事務委託について

地方自治法施行令第 158 条 1 項の規定に基づき、下記団体に新潟市新津地区グリーンセンターの使用料等の収納業務を委託したので、同施行令第 158 条第 2 項の規定に基づき公表します。

平成 30 年 4 月 1 日

新潟市長 篠 田 昭

1. 委託件名

平成 30 年度新潟市新津地区グリーンセンター使用料等収納事務

2. 委託先

グリーンセンター管理委員会 会長 志田 貴弘

新潟市秋葉区七日町 2 2 3 4 番地 1